

✚ 貨物概要

調理した鶏肉及び野菜等を調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。

(成分割合)

鶏	肉	21.0%	しいたけ	0.8%
たけのこ		4.0%	油揚げ	0.8%
にんじん		4.0%	調味液	65.4%
ごぼう		4.0%		

(1袋当たりの重量) 300グラム (気密容器でない容器との重量)

✚ 分類

関税率表第 1602.32 号－2－(2) (統計番号 1602.32-290) の鶏肉の調製品

✚ 分類理由

本品は、鶏肉及び野菜等と調味液を混合し、袋詰めしたものであり、鶏肉の含有量が全重量の 20% を超えていますので、第 16 類注 2 の規定により、鶏肉の調製品として上記のとおり分類されます。

▲ ▲ ▲

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)